

近畿のなかま

№ 19
2009・7・20

発行人
金融労連近畿地協
事務局長
阿部正巳

09 春闘・夏期臨給、近畿は健闘

～背景には組合員拡大のとりくみが～

全国の前年同期比臨給回答実態

	2008年夏	2009年夏
拡大(増枠)組合数	16	6
同率(同枠)組合数	37	23
削減(減枠)組合数	10	32

昨年末から正月にかけて全国に報道された「派遣村」の衝撃の実態に象徴された、国民・労働者の切実な生活実態の改善を掲げて取り組まれた09春闘、夏期臨給闘争でしたが、金融危機を理由に全国的に削減回答が広がりました。

その中で、近畿では統一要求日の設定や、団交や会議・集会などへの相互激励にとりくみ、初任給引き上げやベア回答を引き出したり、臨給でも京都北都で前年同期比増枠を勝ちとったのはじめ、多くのところで前年実績を確保しています。

今春闘では、京都北都、滋賀、銀産労、近信労などで、例年以上に組合員拡大に力を入れて取り組んだ結果、全国からも注目される拡大の成果をあげ、このことが賃金・臨給交渉に大きな影響を与えたことは間違いありません。

夏期臨給では創立以来初めての赤字決算となった滋賀銀行(前年比▲0.305ヶ月)や、経営統合が発表され労働条件の切り下げが懸念されていた泉州銀行(前年比±0)などでは、職場の仲間から「ホッとした」という声も寄せられています。

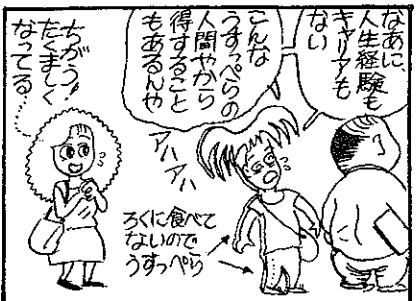
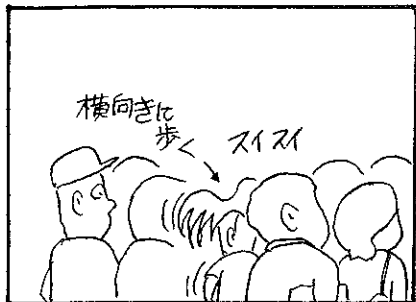
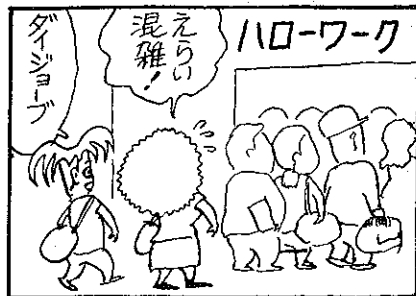
一方、伊藤さんの65歳定年退職で職場に労働組合がなくなった成協信組では、人事考課基準に不満が出されたり、考課配分支給が拡大されるなど、労働組合の消滅に合わせたように、労働条件の切り下げ攻撃が始まろうとしています。

賃上げ(春闘)交渉が長い間、前進しないのは、私達労働組合の側にさえ、賃金が「子どもに教育を受けさせ、家族を扶養することができ、30～35年ぐらい働けば、老後の生活を営めるだけの年金などがもらえるような労働への対価」(ILO事務局長)という「賃金の生計費原則」を忘れ、経営側の主張する「支払能力論」に振り回されてきた結果です。今後の賃金交渉では改めて「生計費原則」をもとにした要求組織や交渉が求められているといえます。

09 春闘・夏期臨給回答状況(近畿地協関係 7/10 現在)

	賃上げ	夏期臨給			初任給		
		金額	支給率	前年比	大卒	短大卒	高卒
みずほ		昨年総資金量の93%			174,000	153,000	
三菱東京UFJ		同上95%	※ 53%	▲12P	174,000	153,000	
滋賀	7,108		284.5%	▲30.5P	205,000	173,000	157,000
泉州		590,000	201.7%	±0	205,000	170,000	
近畿大阪		年間280%			174,000		
京都北都			1.0力月	+0.5	170,500	149,500	
摂津水都					198,000	170,000	
成協	7,933		1.95力月	▲0.06	216,300	211,700	
のぞみ		夏・冬各1.75			188,000		150,000
大阪市					202,000	173,800	
きのくに (旧・湯浅)		737,370 (35万～80万)		▲39,984 (+8万～29万)	205,000	176,000	164,000

※三菱東京UFJ銀行の支給率は組合試算、きのくには期末臨給平均13,312円支給済



近信労、女性組合員拡大

「銀産労」が三菱東京UFJ銀行の女性派遣労働者の20人の組合員を迎え入れたのに続いて、同じく個人加盟労組の「近信労」にも元不動産の女性組合員のHさんが加入されました。Hさんは不動産金争議が終わった後、一時、出産や育児のために家庭に入られていましたが、その後、再び金融機関に派遣労働者として勤務され、今回、近信



労からの呼びかけに応じて組合加入となりました。

Hさんは、不動産の闘いで全国に支援を求めて活動されるなど、大きな役割を

発揮されてきただけに、近畿地協の中からも大きな期待が寄せられています。5月に65歳定年を迎えて職場を離れ、「生涯組合員」として近信労直属支部に加入された成協信組の伊藤さんの慰労会と一緒に6月20日に歓迎会を行い、近信労・銀産労・京都北都・滋賀の仲間14人が参加しました。



組合学校に20名が参加 (京都北都従組)

京都北都従組では6月27日(土)に「組合学校」を開催し、今年と昨 years 入庫の組合員、従組役員など20人が参加しました

職場の実態について情報交換をした後、派遣社員が個人加盟労組に加入して雇い止めを撤回させた労働組合加入の大切さを訴える、全労連制作のDVD「いまそこにあるユニオン〜労働組合は未来へのドア2」を鑑賞しました。午後からは滋賀銀行従組・中島委員長による「わたしにとっての労働組合」という講演を聞いたり、金融労連機関紙の「職場のQ&A」の資料に基づいて、「時間外労働」「年次有給休暇」「職場のパワーハラスメント」などについて学習しました。夜には交流会を行ない、役員と若い仲間との交流を深めました。

年金Q&A 60歳過ぎて働く場合、年金はカットされる?

Q 今年60歳、年金の裁定請求書が送られてきました。今の会社で引き続き働く予定なのですが、年金の手続きは必要ですか?

A 退職予定がなくても60歳になったら年金の請求手続きはしておくこと。郵送されてきた「裁定請求書」の中身を確認、必要事項を記入して勤務先を管轄する社会保険事務所に提出。年金手帳や被保険者証、その他必要書類を持参します。

Q 60歳を過ぎて働いていると年金がカットされますか?

A 60~65歳の場合は、①年金の基本月額と総報酬月額相当額(給料と、その月以前1年間の賞与額を12で割った額を足したもの)との合計が28万円以下なら、年金はカットされず全額受け取れます。②年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円を超えた場合は、超えた額の2分の1の年金が支給停止になります。